

令和4年12月1日

令和4年度第5回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第5回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 新型コロナウイルス感染症に対応する県の学級閉鎖等の条件緩和に伴う対応について

議案第 1 号

新型コロナウイルス感染症に対応する県の学級閉鎖等の条件緩和に伴う対応について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の学級閉鎖等については、令和4年5月17日付長野県教育長通知「学級閉鎖の条件緩和」に合わせ、本市においては令和4年5月24日改訂の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」により対応してまいりました。令和4年12月1日付けの「学級閉鎖等の条件緩和について（通知）」により、松本市保健所の助言を受け、今後の新型コロナウイルス感染症拡大に対応した臨時休業閉鎖基準について協議するものです。

2 変更内容

		現行	変更後
学級閉鎖	条件	次のいずれかの状況に該当した場合 ・陽性者2名（5日以内） ・陽性者1名と未診断有症状者2名（5日以内） ・陽性者1名と一定数の濃厚接触者（相当者）	次のいずれかの状況に該当した場合 ・概ね20%の学校感染と思われる感染者が確認（5日以内） ・概ね20%未満であっても感染が広がっている可能性が高い場合（5日以内） ・概ね20%の未診断有症状者が確認、または感染が広がっている可能性が高い場合（3日以内） ・国の緊急事態宣言、県知事及び市対策本部からの要請 但し少人数学級においては、学校長の判断による
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	（変更なし）
学年閉鎖	条件	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	（変更なし）
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	（変更なし）
学校閉鎖	条件	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	（変更なし）
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	（変更なし）

3 保健所からの助言

- ・ 県の新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会でも、これまで通りの基本的な感染対策を講じていけば、今回の学級閉鎖基準の緩和（クラスで7～8人程度が感染したら閉鎖）は妥当であるとの判断であり、松本市保健所としても同様の意見
- ・ 10人を超えるような爆発的な集団感染はなくなってきている。集団免疫が獲得されてきていることも背景にある。また、10歳以下の陽性者の割合もこのところ減少傾向にある。
- ・ これからのインフルエンザの流行を想定すると、コロナとインフルエンザの基準がダブルスタンダードとなることは望ましくない。

4 参考資料

- (1) 県の臨時休業閉鎖基準の変更を受けての松本市の対応（通知）・・・資料1
- (2) 改訂_臨時休業に至るフローチャート・・・・・・・・・・・・資料2
- (3) 学級閉鎖等の条件緩和について（通知）・・・・・・・・・・・・資料3
- (4) 児童生徒の陽性報告者数・・・・・・・・・・・・資料4
- (5) インフルエンザの集団発生時における臨時休業等の目安について（通知）
・・・・・・・・資料5

5 その他

- (1) 変更後、学校に周知するとともに、市ホームページに掲載します。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」は該当部分を改訂します。

担当				
学校教育課	課長	塚田	雅宏	
学校支援室	室長	坂口	俊樹	
電話	33-4397			

学校長 様

県の臨時休業閉鎖基準の変更を受けての松本市の対応

学校教育課長

長野県保健厚生課の令和 4 年12月1日通知を受け、松本市の対応をお知らせします。

改定 松本市立学校臨時休業閉鎖基準

感染した児童生徒または教職員が感染可能期間(発症 2 日前を含む)に学校との接触がある場合のみ臨時休業の対象として考える。

なお、感染とは、新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを含むものとする。

ア 感染した児童生徒または教職員の接触集団において、*20%の学校感染と思われる感染者が確認される。または、感染者が 20%未満であっても感染が広がっている可能性が高い場合。(感染者の最終接触日から5日を経過するまでの期間において)

イ 児童生徒または教職員の接触集団において、*20%の未診断の有症状者が確認される。または、感染が広がっている可能性が高い場合。(感染者の最終接触日から3日を経過するまでの期間において)

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

* 少人数学級においては、学校長の判断による。

連絡先 松本市教育委員会

学校教育課 学校支援室

課 長 : 塚田 雅宏

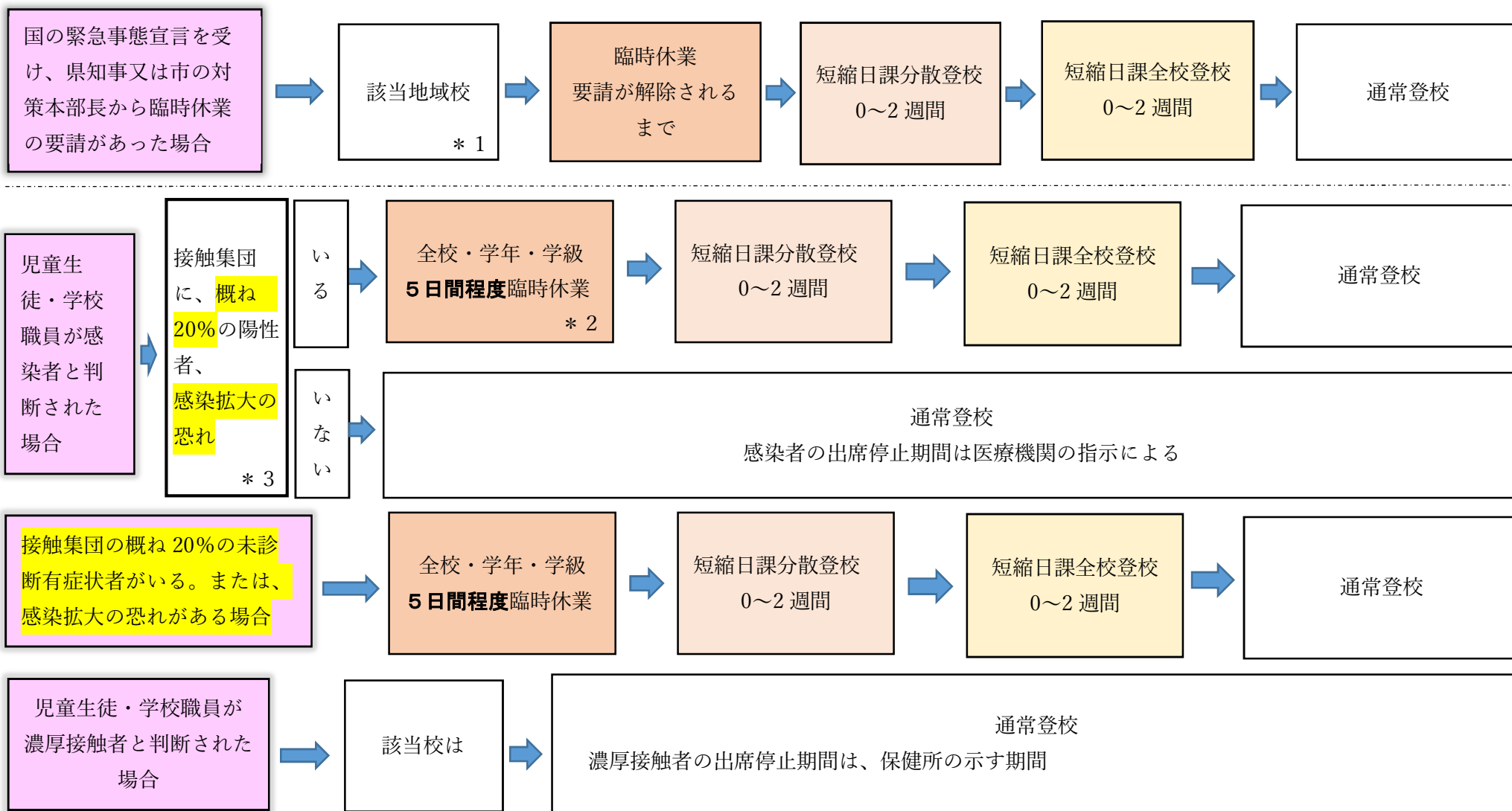
室 長 : 坂口 俊樹

担 当 : 牧野 圭介

電 話 : 0263-33-4397 F A X : 0263-34-3206

e-mail: keisuke_makino@city.matsumoto.lg.jp

臨時休業から登校再開に至るフローチャート【発生→臨時休業→分散登校→学校再開までの流れ】



* 1 該当地域校以外の学校の対応は、短縮日課分散登校を行うかを含め、別途協議する。

* 2 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討する。学校内の感染の広がりに応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を行い、学校再開へのプロセスを判断する。

* 3 経過観察期間は、陽性者は最終接触日から5日を経過するまでの期間、未診断有症状者は最終接触日から3日を経過するまでの期間とする。

4 教義第 704 号
4 教保第 393 号
令和 4 年（2022 年）12 月 1 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

学級閉鎖等の条件緩和について（通知）

このことについて、別添のとおり県立学校あて通知しましたので、参考にしてください。

長野県教育委員会事務局義務教育課管理係 (課長)加藤 浩(担当)栗林勝幸 安松大介 電話 026-235-7426(直通)内線 4342 FAX 026-235-7494 Email gimukyo@pref.nagano.lg.jp	長野県教育委員会事務局保健厚生課保健・安全係 (課長)永岡 勝 (担当)中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444(直通)内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp
---	---

(別紙1)

学級閉鎖等となる条件・期間

		現 行	変更後
学級閉鎖	条件	次のいずれかの状況に該当した場合 ・陽性者2名(5日以内) ・陽性者1名と未診断有症状者2名(5日以内) ・陽性者1名と一定数の濃厚接触者(相当者)	欠席者の割合が概ね20%となった場合 ただし、少人数の学級については、同一の学級において、概ね20%の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行う必要はない。
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	(変更なし)
学年閉鎖	条件	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	(変更なし)
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	(変更なし)
学校閉鎖	条件	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	(変更なし)
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	(変更なし)

※特別支援学校は、必ずしも上記条件にかかわらず学校医等に相談して慎重に対応する。

医療への負荷軽減にご協力をお願いします

令和4年12月1日 長野県教育委員会

児童生徒・保護者の皆様へのお願い

- 健康観察を毎日行い、児童生徒や同居の家族の体調に異変がある場合は、登校を控えるようお願いいたします。
- 改めて基本的感染症対策の徹底をお願いします。
- 住民税非課税世帯と就学援助の認定を受けているご家庭の小中学生の有症状者には抗原定性検査キットが無料で配布されますので、ご利用ください。

無料検査キットの配布対象者など、詳しくはこちらから ⇒

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kit-mousikomi.html>



軽症者登録センターの登録についてはこちらから ⇒

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/jyakunenkeisyousya.html>



教職員の皆様へのお願い

- 十分な換気や座席の間隔の確保等、今一度、感染症対策の徹底をお願いします。
- インフルエンザとの同時流行が想定されます。
 - ・ 児童生徒等の健康観察をお願いします。
 - ・ 学校欠席者等・感染症情報システムを活用し、地域の感染状況の確認をお願いします。

医療への負荷軽減にご協力をお願いします

令和4年11月29日 長野県

ご自身の重症化リスクの確認を！

重症化リスクが高い方に該当する疾患等は次のとおりです。

65歳以上、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、脂質異常症、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他による免疫機能の低下、喫煙歴、妊婦、肥満（BMI：30以上）

○重症化リスクが高い方等は最大限警戒してください。

- ・ 重症化リスクが高い方及びその同居者・身近で接する方は、マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。
- ・ 重症化リスクが高い方は、のどの痛みや発熱など、体調に異変を感じたら、診療・検査医療機関に相談の上、速やかに受診してください。

○重症化リスクが低く軽症の方はセルフメディケーション※をお願いします。

※自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。陽性になった小学生～64歳の方は、軽症者登録センターへのオンライン登録をお願いします。

体調に異変を感じたら外出は控えて！

のどの痛みや発熱などの症状がある場合は、感染拡大を防ぐためにも、外出は控えてください。

限りある医療資源の有効活用にご協力を！

- ・ 重症化リスクが低く軽症の方は、体調に異変を感じたり、陽性となった場合は、解熱鎮痛薬等を服用して様子を見ていただき、特に休日夜間の受診はできるだけ控えてください。
- ・ 救急外来・救急車の利用は、真に必要な場合としてください。

新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討を！

医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、新型コロナウイルスワクチンの接種を強く推奨します。

新型コロナ検査キットや解熱鎮痛薬等の準備を！

発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いいたします。

県立学校長 様

教 育 長

学級閉鎖等の条件緩和について(通知)

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の学級閉鎖等については、令和4年5月17日付け教育長通知「学級閉鎖等の条件緩和について」により対応してきたところですが、新型コロナウイルスの第8波による陽性者の激増に伴い、学級閉鎖数が過去最も多い状況となっています。

現在主流のオミクロン株の感染力が強く若年者の重症化リスクは低いという特徴に対応し、学校教育活動を継続する必要があるとともに、学級閉鎖により児童生徒の保護者が仕事に行くことができなくなることによる医療や社会経済活動への影響にも配慮しなければなりません。

ついては、下記のとおり学級閉鎖等の条件を緩和しますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、11月14日に「医療非常事態宣言」が発出されましたが、その後も感染拡大に歯止めがかからず、11月27日の確保病床使用率は70.8%と過去最高を記録し、また、確保病床以外の入院者も初めて300人を超えるなど、医療提供体制のひっ迫が顕著となっています。

医療への負荷を軽減するため、別紙2「新型コロナ第8波拡大中 医療への負荷軽減にご協力をお願いします」を活用し、「軽症者登録センター」(対象年齢小学生~64歳)の利用や新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討、新型コロナ検査キットや解熱鎮痛薬等の準備を改めて教職員及び保護者等に依頼願います。

記

1 学級閉鎖等の条件

(1) 学級閉鎖

欠席者の割合が概ね20%となった場合

ただし、少人数の学級については、同一の学級において概ね20%の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行う必要はない。

(2) 学年閉鎖及び学校閉鎖

変更なし

2 学級閉鎖等の期間

変更なし

3 留意事項

- (1) 特別支援学校については、上記にかかわらず、引き続き学校医等に相談して慎重に対応する。
- (2) 現行制度との対照表(別紙1)を添付しますので参考になさってください。
- (3) 新基準は本日から適用しますが、現在継続中の学級閉鎖は解除まで旧基準で運用願います。

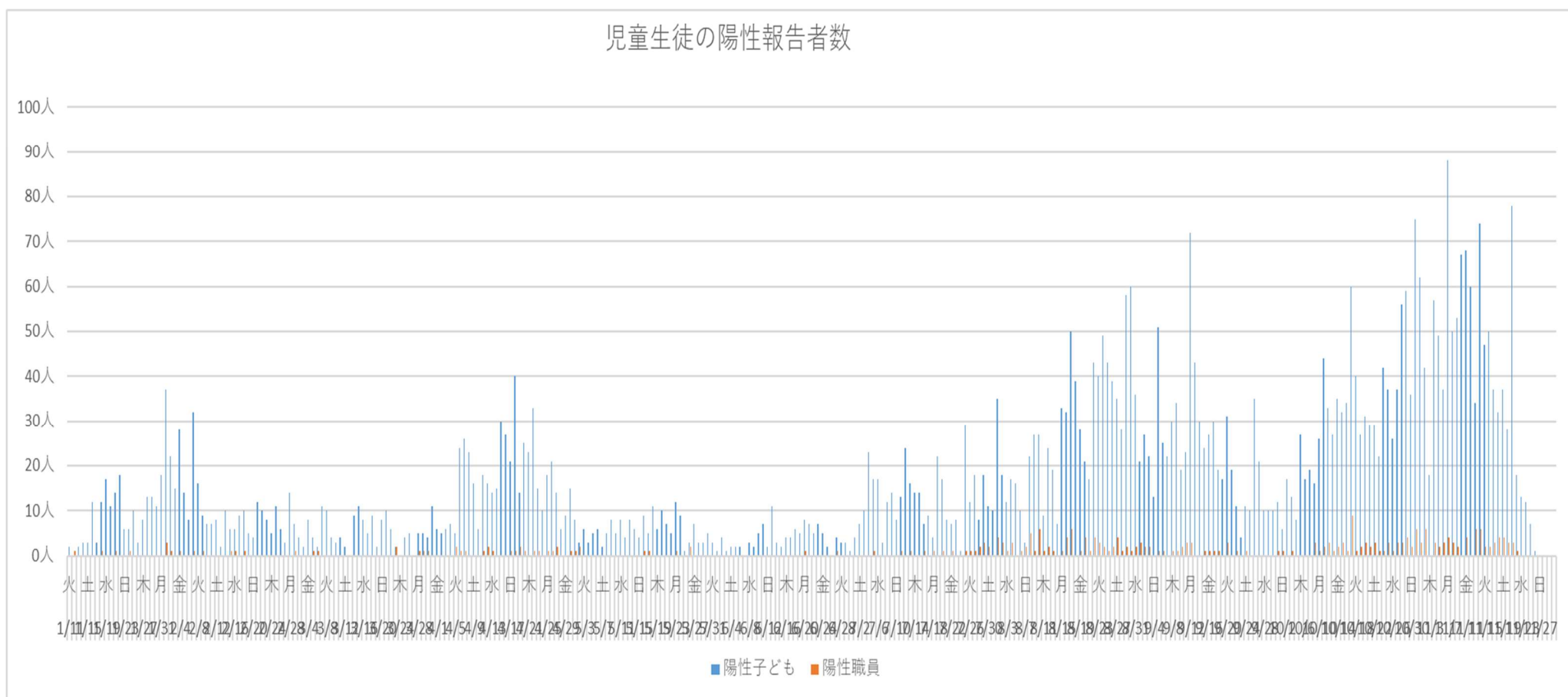
<p> 高校教育課管理係 (課長) 服部靖之 (担当) 志津千代子 電話 026-235-7430 (直通) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp </p>	<p> 特別支援教育課指導係 (課長) 酒井和幸 (担当) 勝又和彦 電話 026-235-7456 (直通) 内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp </p>
<p> 保健厚生課保健・安全係 (課長) 永岡 勝 (担当) 中島広介 小田切優美 梅本絵里 電話 026-235-7444 (直通) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp </p>	

感染報告者状況

1 感染報告者数(1月11日～11月27日)

- (1) 小学生感染者数 4178 名
- (2) 中学生感染者数 1405 名
- (3) 学校職員感染者数 294 名

2 感染報告者グラフ



2 感 第195号

2 教保 第300号

令和2年(2020年)11月11日

市町村(学校組合)教育委員会

学校保健主管課長 様

長野県健康福祉部
感染症対策課長

長野県教育委員会事務局
保健厚生課長

インフルエンザの集団発生時における臨時休業等の目安について(通知)

インフルエンザの集団発生時における学校の臨時休業等の目安については、下記(参考)のとおり対応いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されることに伴い、医療機関によっては医師が総合的に判断した上でインフルエンザの検査が行われない場合があることから、当面の間、下記のとおり取り扱いますので、貴管下の学校へ周知願います。

なお、臨時休業等の実施にあたっては、感染状況などを考慮した期間等について学校医と相談してください。

記

1 当面の学校の臨時休業等の目安(変更点)

学校での状況	臨時休業等の目安
「インフルエンザ」又は、「インフルエンザの疑い」と診断された児童生徒が発生した学級において、その出席停止を含め、欠席者※の割合が概ね20%になった場合	その学級を学級閉鎖(学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖)にする。
発熱等のかぜ症状による欠席者※の割合が概ね20%になった場合	

※下記の児童生徒等を含めない。

- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等の出席停止
- ・保護者が不安で休ませている場合の出席停止(「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(出席停止として記録)」)

【参考】現行の臨時休業等の目安(平成21年10月29日付改正21教保第276号等通知)

学校での状況	臨時休業等の目安
インフルエンザと診断された児童生徒が発生した学級において、出席停止を含め欠席者の割合が概ね20%になった場合	その学級を学級閉鎖(学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖)にする。

2 留意事項

(1) インフルエンザの確定診断のための検査を実施しない場合

- ① インフルエンザ治療薬が処方された場合は、インフルエンザの診断とし、出席停止の措置をとる。(現有の治癒報告書等により登校可能)
- ② インフルエンザ治療薬の処方もなく確定診断に至らない場合は、症状が治まるまで出席停止として扱う。

(2) インフルエンザの確定診断のための検査を実施した場合

- ① 検査結果が出るまでの間、「発熱等による」出席停止の措置をとる。
- ② 検査結果により陽性と判明した場合は、出席停止の措置をとる。
(現有の治癒報告書等により登校可能)
- ③ 陰性だった場合は、症状が治まるまで出席停止として扱う。

(3) 同居する家族が「インフルエンザ」と診断された場合

児童生徒等の健康観察を細やかに行う。

(参考) インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで(幼児にあっては、三日)」(学校保健安全法施行規則第19条)

【参考】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下の通り。

月曜日に解熱 → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日(解熱後2日目)
→ (この間発熱がない場合) → 木曜日から出席可能

ただし、第二種の感染症の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

(「学校において予防すべき感染症の解説」〈平成30(2018)年3月発行〉より)

長野県健康福祉部 感染症対策課 課長 原 啓明 担当 伊藤博臣 北原智美 羽場洋平 電話 026-235-7148 FAX 026-235-7170 Email kansen@pref.nagano.lg.jp	長野県教育委員会事務局 保健厚生課 課長 宇都宮 純 担当 下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444 (直通) FAX 026-234-5169 Email hokenko@pref.nagano.lg.jp
--	---